

電磁的記録の開示方法

各務原市における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりとする。

第1 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

第2 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録のうち、各務原市が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

第4 第3の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに複製させる方法により開示することが容易である場合には、当該方法により開示を実施することがで

きる。ただし、同項の規定により電子情報処理組織を使用して法第76条第1項の規定による開示請求が行われた場合に限る。

第5 第1から第4までの実施方法により電磁的記録の開示の実施を行うことができない場合には、各務原市が適当と認めた方法により開示の実施を行う。